

別記様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

関市配食サービス事業（以下「事業」という。）を利用するにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 配送業者から昼食を受け取る時は、必ず利用者が受け取ります。
- 2 配送業者から配送された昼食は、適切な温度で保管し、その日の午後1時までには完食します。
- 3 配送業者から配送された昼食を摂る際の体調管理、アレルギーのある食物についての対処等は、利用者の責任において行います。
- 4 事業の利用にあたり、安否確認及び緊急時に備えて、申請書に記載した利用者に関する個人情報等を事業実施関係者に提供することを承諾します。
- 5 利用料は、納期限までに支払います。また、定められた時間までにキャンセルの連絡をできなかった昼食分については、その利用料を支払います。
- 6 関市配食サービス事業実施要綱第2条に規定する対象者としての要件に該当しなくなったとき又は事業の利用の変更をしようとするときは、速やかに高齢福祉課に連絡します。

また、以上のことを守らなかった場合にいかなる事故等が発生しても、自己の責任において対処し、関市に対し一切の責任を問いません。

年 月 日

関 市 長 様

利用者 住 所

氏 名